鹿児島県屋外広告物条例及び 鹿児島県屋外広告物条例施行規則

平成6年6月に地方自治法の一部が改正され、中核市の制度が新たに設けられました。(地方自治法第252条の22~第252条の26)本県においては、鹿児島市が平成7年12月に指定され、同市が平成8年4月から中核市へ移行したことに伴い、屋外広告物行政は、条例制定権を含め全ての権限が鹿児島市へ移譲されました。

平成16年6月には、いわゆる「景観緑三法」が制定されました。 その中で、良好な景観形成に重要な役割を担う屋外広告物法も大幅な 改正が行われ、景観行政団体である普通市町村への条例制定事務の移譲 手続き等が規定されました。

これに基づき、景観行政団体である指宿市が平成19年10月から自ら制定した指宿市屋外広告物条例(屋外広告物の表示等の禁止、制限、 方法等の基準、違反に対する措置、除去した屋外広告物の保管、売却又 は廃棄)の規定に基づき屋外広告物の規制・誘導を行っています。

この法令集は、本県の区域で適用される鹿児島県屋外広告物条例及び 同条例施行規則等を掲載しています。

(鹿児島市,指宿市(屋外広告業に係る規制を除く。)の区域を除く。)

沿 革 鹿児島県屋外広告物条例 鹿児島県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年10月5日 条例第83号) (昭和39年12月21日 規則第144号) 改正 昭和42年 4月28日 改正 昭和44年 7月 1日 〃 47年 9月 8日 〃 第 37号 # 44年 2月28日 〃 第 13号 " 49年 3月29日 ッ第 46年 3月22日 第 2 7 号 16号 IJ 47年11月13日 3月26日 13号 6月30日 57年 3月26日 #第 20号 48年 53号 60年 3月29日 ッ第 49年 3月30日 第 28号 16号 **# 60年10月11日** #第 41号 49年 7月22日 第 5 2 号 #第 第 平成 2年 3月28日 15号 52年 3月14日 5号 4年 3月27日 #第 40号 58年10月26日 IJ 第 79号 8年 3月27日 リ 第 2 4 号 62年 4月 1日 川第 36号 " 11年 3月26日 ッ第 2.4号 平成 2年10月19日 ッ第 4 7 号 12年 3月28日 リ 第 4年 3月27日 第 15号 " 第114号 5年 3月31日 』 笙 12年12月26日 3 0 号 **# 13年 7月 6日** ッ第 45号 6年 3月30日 #第 19号 15年 3月25日 ッ第 7年 3月20日 第 6号 5号 』 第 15年 3月25日 10号 8年 3月27日 IJ 第 16号 15年10月14日 ッ第 47号 11年 5月18日 第 53号 16年12月24日 #第 69号 12年 6月23日 第141号 # 第 笙 17年 3月29日 7 4 号 13年 9月28日 5 9 号 17年12月26日 # 第106号 14年10月 1日 6 1 号 19年 7月 6日 〃 第 4 2 号 15年 3月25日 第 17号 #第 #第 20年 3月28日 2.5号 16年 2月17日 8号 22年 3月26日 "第 16年10月29日 80号 22年 6月25日 # 第 3 5 号 16年12月24日 #第 89号 ッ 第 17年 3月18日 #第 # 24年 3月27日 2.6号 2.6号 " 25年 3月29日 〃 第 4 5 号 17年 3月31日 8 3 号 " 30年12月25日 # 第 47号 17年 7月 1日 第 95号 17年 9月26日 第107号 17年11月 7 日 第116号 笙 18年 1月 1 日 1 号 18年 1月 6 目 2号 18年 3月24日 第 26号 19年 3月 2日 第 4号 19年 3月30日 第 4 3 号 19年 9月28日 #第 6 5 号 第 20年 3月28日 2.2号 20年 5月23日 第 5 7 号 20年10月 3日 川第 80号 20年11月18日 #第 92号 21年 5月15日 第 3 4 号 6号 』 笙 22年 3月12日 23年 6月21日 ッ第 37号 24年 3月30日 〃 第 35号 25年 3月29日 』 笙 2.3号 28年 3月29日 **# 30年12月25日** #第 4 3 号 令和 3年 3月30日 ッ 第 18号 3年 3月30日 〃 第 28号

[※] 次頁から,左頁が「鹿児島県屋外広告物条例」,右頁が「鹿児島県屋外広告物条例施行規則」になっています。

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(目 的) 第1条 この条例は,屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。) の規定に基づき,屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について 必要な規制を行うことにより,良好な景観を形成し,若しくは風致を維持し,又 は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	⇒法第1条 (P2)
(広告物の在り方) 第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な 景観の形成若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもの でなければならない。	
第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同法第41条第1項の規定により知事が建築物の建蔽率に関する制限を定めた区域(これらの地域のうち、知事が指定する区域を除く。) (1)の2 景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 (1)の3 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例(第5条第1項第2号の3において「地区計画等形態意匠条例」という。)により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲5メートル以内の地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第1項又は第2項の規定により定め	⇒法第3条 (P2) ※禁止地域の区分→規則第2条の3 ⇒都市計画法 (P104) ⇒都市緑地法 (P107) 「知事が指定する区域」→規則第2条 ⇒景観法 (P105) 「知事が指定する区域」→指定なし 「知事が指定する区域」→指定なし 「知事が指定する区域」→指定なし ⇒文化財保護法 (P107)
られた伝統的建造物群保存地区 (3) 鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条又は第25条の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同条例第30条の規定により指定された史跡名勝並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内にある地域 (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域	⇒鹿児島県文化財保護条例(P108) 「知事が指定する範囲」→規則第 2条の2第1項 ⇒森林法(P109)
(5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第2号に規定する公園又は緑地の区域	⇒都市公園法(P109) ⇒社会資本整備重点計画法施行会 (P110)
(6) 前号に掲げる公園又は緑地の区域以外の公園又は緑地の区域で、知事が指定するもの (7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された国立公園及び国定公園の区域内の特別地域 (8) 県立自然公園条例(昭和33年鹿児島県条例第27号)第18条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の特別地域	「知事が指定する区域」→規則第 2条の2第2項 ⇒自然公園法 (P110) →県立自然公園条例 (P111)

(極 旨) 第1条 この規則は、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「条例」という。)の規定により、規則に委任された事項及び条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (禁止地域から除外する区域) 第2条 条例第3条第1号の知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側20メートル以内の区域とする。	
第2条 条例第3条第1号の知事が指定する区域は,第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種中高層住居専用地域,第二種中高層住居専用地域 及び田園住居地域のうち,一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路	
9治から 町側20メードル以内の 凸域と 9 る。	
(禁止地域) 第 2条の2 条例第3条第3号の知事が指定する範囲は,同号に定める建造物の敷 地及び史跡名勝の周囲5メートル以内の範囲とする。	
 2 条例第3条第6号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。 (1) 鹿児島県奄美パークの区域 (2) 鹿児島県上野原縄文の森の区域(条例第3条第2号に該当する地域を除く。) 	

- (9) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第 → 都市の美観風致を維持するため 142号)第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (10) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第3章及び第4章の規定により指定さ → 自然環境保全法(P112) れた原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (11) 鹿児島県自然環境保全条例(昭和48年鹿児島県条例第23号)第3章の規定によ → 鹿児島県自然環境保全条例 り指定された県自然環境保全地域
- (12) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及 び自動車専用道路を除く。)及び鉄道等(鉄道,軌道及び索道をいう。以下同 じ。)で知事が指定する区間
- (13) 道路及び鉄道等に接続する地域(第5条第1項第2号に該当するものを除 く。)で、知事が指定する区域

参 考

- の樹木の保存に関する法律(P112)
- (P113)

「知事が指定する区間」→指定なし

「知事が指定する区域」→規則第 2条の2第3項

- 3 条例第3条第13号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。
 - (1) 鹿児島本線,日豊本線,指宿枕崎線,肥薩線,吉都線,日南線,肥薩おれんじ鉄道線及び九州新幹線に接続する地域でこれらの鉄道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (2) 一般国道10号のうち霧島市隼人町野久美田669番7号地先から霧島市道丸岡鳴瀬戸線との交点まで及び姶良市脇元字尾崎2024番12地先から姶良市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (3) 一般国道220号のうち宮崎県との境界から志布志市道夏井1号線との交点まで、鹿屋市立花岡中学校正門前から同市立古江小学校付近の同市古江町643番8地先まで及び垂水市海潟1711番1地先から霧島市道亀割牧之原線との交点までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (4) 一般国道223号のうち宮崎県との境界から霧島市隼人町西光寺字釜迫の新川 1号橋までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内 の区域
 - (5) 削除
 - (6) 一般国道226号のうち南さつま市笠沙町片浦字福戸山鼻16520番10地先から同市坊津町坊字本ヲロノ尻4031番1地先まで、指宿市開聞十町字筒ノ尻4840番3地先から県道川尻浦山川線との交点まで及び指宿市岩本字旧城山2700番ロ地先から指宿市と鹿児島市との境界までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (7) 県道川尻浦山川線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (8) 県道岩本開聞線のうち指宿市池田字古川迫4985番2地先から指宿市道入野仙田線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (9) 県道霧島公園小林線, 県道小林えびの高原牧園線及び県道霧島公園線の全区間に接続する地域で, これらの県道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (10) 県道国分霧島線のうち県道犬飼霧島神宮停車場線との交点から終点までの区間に接続する地域で、県道国分霧島線の路端から両側100メートル以内の区域
 - (II) 一般国道448号のうち一般国道269号との交点から県道内之浦佐多線との交点 まで及び肝付町波見字浦1538番地先から同町波見字堀内2417番ロ地先までの区 間に接続する地域で、一般国道448号の路端から両側100メートル以内の区域
 - (12) 削除
 - (13) 県道長崎鼻公園開聞線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側 100メートル以内の区域
 - (4) 県道指宿鹿児島インター線のうち指宿市及び南九州市に属する区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域
 - (5) 一般国道269号のうち鹿屋市の高須大橋から南大隅町佐多伊座敷4051番地先までの区間に接続する地域で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域

鹿	児	島	県	屋	外	広	告	物	条	例		参	考
(4) 河川, 沼 定する区均		渓谷,	海浜,	高原,	山岳	みびこ	これら	の付近	の地域	tで,	知事が指	「知事が指定する」 2条の2第4項	区域」→規則第
(15) 港湾,流 域	魚港,	空港,	駅前点	広場及で	びこれ	らの作	け近の:	地域で	,知事	≨が指	定する区	「知事が指定する 2条の2第5項	区域」→規則第
(16) 官公署, は公立の別 (17) 古墳及で	 病院及								館,包	本 育館	,国立又		
(18) 社寺, 勃		び火葬	場の建	建物並で	びにこ	れらの)境域						

鹿児島県屋外広告物条例施行規則

参 考

- (16) 県道隼人加治木線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メ ートル以内の区域
- (17) 県道鹿屋吾平佐多線のうち鹿屋市道古江東1号線との交点から鹿屋市道高須 線との交点までの区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル 以内の区域
- (18) 一般国道504号のうち一般国道223号との交点(霧島市隼人町東郷字川原田 1143番1地先)から県道隼人加治木線との交点(霧島市溝辺町麓字請口70番地 先)までの区間に接続する地域で、一般国道504号の路端から両側100メートル 以内の区域
- (19) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間に接続する地域で、これらの道 路の路端から両側500メートル以内の区域
- (20) 一般国道389号のうち黒之瀬戸大橋から蔵之元港までの区間に接続する地域 で、同国道の路端から両側100メートル以内の区域
- (21) 霧島市道牧園中央線の全区間に接続する地域で、同市道の路端から両側100 メートル以内の区域
- (22) 霧島市道牧場横瀬線のうち一般国道223号との交点から霧島ゴルフクラブ入 口までの区間に接続する地域で、同市道の路端から両側100メートル以内の区
- (3) 県道東方池田線のうち指宿市池田字荷床2324番4地先から終点までの区間に 接続する地域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域
- (24) 県道吹上浜公園線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100メ ートル以内の区域
- ② 南さつま市道網揚1号線のうち南さつま市加世田高橋字一本松2755番1地先 から同市加世田高橋字船場1936番2地先までの区間に接続する地域で、同市道 の路端から両側100メートル以内の区域
- (26) 県道竜郷奄美空港線の全区間に接続する地域で、同県道の路端から両側100 メートル以内の区域
- (27) 県道鹿児島加世田線のうち日置市及び南さつま市に属する区間に接続する地 域で、同県道の路端から両側100メートル以内の区域
- 4 条例第3条第14号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。
 - (1) 大隅湖及びその湖畔から200メートル以内の区域
 - (2) 千貫平自然公園及びその区域に接続する500メートル以内の区域
- 5 条例第3条第15号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。
 - (1) 鹿児島空港及びその区域に接続する500メートル以内の区域並びにその他の 空港及びその区域に接続する100メートル以内の区域
 - (2) 港湾管理者が所有し、又は管理する港湾施設及び港湾用地の区域
 - (3) 漁港管理者が所有し、又は管理する漁港施設及び漁港用地の区域
 - (4) 駅前広場の区域

(禁止地域の区分)

第2条の3 禁止地域は、これを第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止 地域に区分するものとし、各禁止地域に属する地域又は場所は、別表第1のとお → 別表第1(P66) りとする。

(禁止物件) 第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 橋りよう、トンネル、高架構造物及び分離帯 (2) 石恵、據壁をの他これらに類するもの (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに関するもの (5) 電性、新灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火栓、火災験知機及び火の見やぐら (7) 郵便水メト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同潜地上接器 (3) 送電性、透受信時及び影側情 (4) 景数法商い条第1項の規定により指定された保存器 (5) 通便・水及・水道タンクその他これらに類するもの (6) 鋼像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (6) 鋼像、神仏像、記念碑をの他には対ちるもの (6) 鋼像、神仏像、記念碑をの他にないに質するもの (6) 類像、海の発の水質・20年の大きには、はり紙、はり札又は立者板を表示してはならない。 (4) 景数法節の条節に及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立者板を表示してはならない。 (4) 制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (4) 制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (4) 制限地域等) 第4条 (P3) ※利限地域等) ※利限地域の区分一規則第3 (P3) 「規則で定めるところ」→規 5条 (P37) ※消での基準・規則別 安策2 (P31) 「規則で定めるところ」→規則第2条 (P23) → ※利用油法第2条 (P33) → ※非田法域、定律企業が表達を表での基準・規則別 安策2 (第1,第2,第6) (P67, P7 「第3条第1号かつこ書」(P → 規則第2条 (P23) → ※利用油法(P104) ※対策2条 (P33) → ※利用音法(P104) ※対策2条 (P33) → ※利用音法(P104) ※対策2条 (P33) → ※利用音法(P104) ※対策2条 (P33) → ※利用音法(P104) ※利用音法(P104) ※利用音法(P105) → ※規修(P106) ・ ※利格を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	鹿	児	島	県	屋	外	広	告	物	条	例		参		考
い。 (1) 植りよう,トンネル、高架構造物及び分離帯 (2) 石垣、 構墜をの他これらに類するもの (3) 省路舶、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法 律第2条第1項の規定により指定された保存樹 (4) 信号機、 道路性機・道路上のさく、こまはめ、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに類するもの (5) 電柱・ 街灯柱その他電柱に類するもので、 知事が指定するもの (6) 消火枠、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便パスト、電話ボックス、発上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 送電塔、送空信塔及び駅明路 (9) 煙梁及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (4) 倒像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (4) 倒像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (4) 倒像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (5) 電柱・ 街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びパスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (4) 側限地域等 (5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示してはならない。 (4) 側限地域では場所において、広告物を表示してはならない。 (4) 側限地域では場所において、広告物を表示してはならない。 (5) 第3条第1号かつこ書の区域 (5) 第3条第1号かつこ書の区域 (6) 第3条第1号かつこ書の区域 (7) 第3条第1号かつこ書の区域 (7) 第3条第1号かつこ書の区域 (7) 第3条第1号かつこ書の区域 (7) 第3条第1号かつこ書の区域 (7) 第3条第1号かのところ」一規 (7) 第3条第1号かのこ本画(P104) (7) 第3条第1号がのこ本画・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	(禁止物件))													
(1) 橋りよう、トンネル、高架構造物及び分離帯 (2) 石垣、権壁をの他これらに類するもの (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹 (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに預するもの (5) 徴柱、海灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 滑火柱、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電常及び電線共同清地上機器 (8) 送電店、送空信路及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (00) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (01) 景観法第1項の規定により指定された景観重要様達物及び同法第28条 第1項の規定により指定された最観重要樹木 2 電柱、飛灯柱その他電柱に類するもの値頂第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (割) 順限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制) (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようする者は、規則で定めるところにより、如事の許可を受けなければならない。 (割) 産業の発面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (割) 保財で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (割) 保財で定めるところ」→規・5条(P3) ※若前のき面とごろ」→規・5条(P3) ※若前のき面とでにより定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第2条(P1) ・ 実地域及び工業専用地域 (2)の3、地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」・・禁止地域「知事が指定する区間」→規	第4条 次に打	掲げる	物件に	こは,)	広告物	を表示	きし, こ	又は掲	出物件	ドを設置	置して	にはならな	⇒法第3条第	第2項	(P3)
(2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの (3) 省路村、路傍樹及び都市の美製風及を維持するための樹木の保存に関する法律 (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに類するもの (5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火性、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電常及び電線共同清地上機器 (8) 送電塔、送受信路及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要構造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要構力を (2) 電子が打柱その他電柱に類するもの(向項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (11) 道路の路面及び昼根には、広告物を表示してはならない。 (11) 道路の路面及び昼根には、広告物を表示してはならない。 (12) 道路の路面及び昼根には、広告物を表示してはならない。 (13) 道路ではあるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (14) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中居地域、近隔商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除ぐ。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 (知事が指定する区間」→規 (知事が指定する区間」→規 (知事が指定する区間」→規							es dell' 1								
(3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存間(4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに無するもの(6) 満大陸、火災報知機及び火の見やぐら(7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器(8) 送電幣、送受信塔及び照明署(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに無するもの(10) 頻像、神仏像、記念碑その他これらに無するもの(11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観で表してはならない。(4) 調路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。(4) 調路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。(4) 調路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。(4) 第1 第3条第1号かつこ書の区域(第1条第2第6)(P67,P7第3条第1号かつこ書)(P) 規則第2条(P23) ※計可の基準一規則別表第2(第1,第2第6)(P67,P7第3条第1号かつこ書)(P) 規則第2条(P23) ※計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第2、第6)(P67,P7第3条第1号かつこ書)(P) 規則第2条(P104) ※計画法第2を(P104) ※計画法第2を(P104) ※計画法第2を(P105) ※計画法》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105) 》2を(P105)															
#第2条第1項の規定により指定された保存樹 (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、バーキング・メーターその他これらに類するもの (6) 徴性、街灯柱その他電柱に類するもの (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンタモの他これらに類するもの (10) 銅像、神仏像、記念碑その他之れらに類するもの (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要材本 2 微柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並び にアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (第1条2,第6) (P67、P7 第3条第1号かつこ書) (別期第2 (別1) (規則で定めるところ) →規 5条 (P37) ※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67、P7 第3条第1号かつこ書) (ア第3条第1号かつこ書) (第1条2 (第1,第2,第6) (P67、P7 第3条第1号かつこ書) (第1条2 (第1,第2,第6) (P67、P7 第3条第1号かつこ書) (第1条2 (第1,第2) (第1条2 (第1,第2) (第1条2 (第1) (平2 (第1) (第2 (第1) (平3 (第2 (第1) (平3 (第2 (第1) (平3 (第3 (第1) (平3 (第3 (第3 (第3 (第1) (平3 (第3 (第1) (平3 (平3 (第3 (第3 (第3 (平3 (第3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (第3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平3 (平								トフェ	よ の tt	++-01	'ロ 去) っ	- 88 - ナフ 汁-	コポナの美術	田田太人。	火災性子フェ
(4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの (5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (0) 鋼像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (0) 鋼像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (1) 景観法第19条第 1 項の規定により指定された景観重要様法 (2) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びパスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (4) 制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (4) 制限地域等) (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、第2等6) (P67、P7「第3条第1号かつこ書」(P→規則第2条 (P23)) →都市計画法(P104) ※計可の基準→規則別表第2 (第1 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第3 第3 条第 1号の 3 に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 (2) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 (第3条第12号」・・禁止地域、知事が指定する区間」→規		,							(タノリノ付	1/1/0/1	米1子に	-) りつ仏			
- キング・メーターその他これらに顕するもの (5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火栓、火災 解知機及び火の見やぐら (7) 郵便ボスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同滞地上機器 (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (0) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (0) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (1) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要構造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要を強力を除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (-	段 樗	<i>+</i> 1 — -	ブ・ミ	・ラー パ	07個/1071木1	ナに関い	の伝体(「II
(5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので、知事が指定するもの (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 透電序、送受信塔及び照明階 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (0) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (1) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要対はではではです。 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並び にアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立 看板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置 しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、選工業地域、び工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」一規 「知事が指定する区間」一規 「知事が指定する区間」 「知事が指定する区間」 「知事が指定する区の 「第3条第12号」・・禁止地域 「知事が指定する区の 「知事が指定する区域では、1000円に対します。1000円に対しまするは対します。1000円に対しまするは対しまする									/1主/示,	,,		.,,,			
(6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら (7) 郵便ボスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器 (8) 透電塔、送受信塔及び照明塔 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (0) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (0) 銅像は第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条 第1項の規定により指定された景観重要樹木 2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規									指定す	つるもの	カ		 「知事が指揮	定する。	もの」→現在
(8) 送電幣,送受信塔及び照明幣 (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (10) 頻像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要構大 2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (11) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意度完全例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規									7,670	4 0					J 1 Julius
(9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの (0) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (1) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要樹たと 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第2幕の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規								び電線 しょうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	共同清		幾器				
(10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの (1) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 2 電柱、術灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びパスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、運住居地域、商業地域、商業地域、運工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」・・禁止地域「知事が指定する区間」→規	(8) 送電塔,	,送受	信塔及	及び照り	明塔										
(1) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、連住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」・・禁止地域「知事が指定する区間」→規	(9) 煙突及で	びガス・	タンク	7, 水	道タン	クその	他これ	れらに	類する	らもの					
第1項の規定により指定された景観重要樹木 2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」一規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」一規	(10) 銅像, 神	神仏像,	,記念	念碑その	の他こ	れらに	類する	るもの							
2 電柱、街灯柱その他電柱に類するもの(前項第5号に掲げるものを除く。)並びにアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規								た景観	重要建	造物》	及び同	引法第28条	→景観法(1	P 105)	
にアーケードの支柱及びバスの停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札又は立着板を表示してはならない。 3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第3条第1号かつこ書」(P37) ※許可の基準→規則別表第2(第1,第2,第6)(P67, P7) 「第3条第1号かつこ書」(P→規則第2条(P23)→裁市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準1、整住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間」→規 「知事が指定する区間」→規						.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
看板を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規	,	-						-							
3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示してはならない。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置 しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規					の停留	別の上	:屋の)	文柱に	は、に	より 紙,	はり	札又は立			
(制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置 しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 2 (P31) 「規則で定めるところ」→規 5条 (P37) ※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67, P7 「第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、連住居地域、正難地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規				-	亡生姗	なまま	-1 71	++> C	<i>†</i> 31.5						
 第5条 次に掲げる地域又は場所において,広告物を表示し,又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 ※制限地域の区分→規則第32(P31) 「規則で定めるところ」→規5条(P37) ※許可の基準→規則別表第2(第1,第2,第6)(P67,P7) (2)都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3)道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」・・・禁止地域「知事が指定する区間」→規 	3 但的切的	囲及い	全似に	-(J,)	四日初	と 衣介	\ C \ C \	よなり	/T / .º						
しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 ※制限地域の区分→規則第32 (P31) 「規則で定めるところ」→規5条 (P37) ※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67, P7 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規	(制限地域学	等)													
ない。	第5条 次に打	掲げる:	地域又	スは場所	所にお	いて、	広告集	勿を表	示し,	又は打	曷出物	か件を設置	⇒法第4条	(P3)	
「規則で定めるところ」→規 5条 (P37) ※許可の基準→規則別表第2 (第1,第2,第6) (P67, P7 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 「第3条第1号かつこ書」(P →規則第2条 (P23) →都市計画法(P104) 域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規	しようとする	る者は,	,規貝	川で定	めると	ころに	こより,	知事	の許可	「を受り	けなけ	ければなら	※制限地域の	の区分-	→規則第3条
(1) 第3条第1号かつこ書の区域 (第1,第2,第6) (P67, P7 (第3条第1号かつこ書の区域 (第1,第2,第6) (P67, P7 (第3条第1号かつこ書」(P→規則第2条(P23) →規則第2条(P23) →規則第2条(P23) →規則第2条(P104) →規則第2条(P104) → 規則第2条(P104) → 相計画法(P104) → 相計画法(P104) → 計画法(P105) (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 (第3条第12号」・・禁止地域 「知事が指定する区間」→規	ない。												2 (P31)		
(1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域 「知事が指定する区間」→規													「規則で定と	めるとこ	ころ」→規則
(1) 第3条第1号かつこ書の区域 (第1,第2,第6) (P67, P7 「第3条第1号かつこ書」(P→規則第2条(P23) →規則第2条(P23) → 規則第2条(P23) → 規則第2条(P104) ※ 本作計画法(P104) ※ 本作計画法(P104) ※ 本作計画法(P104) ※ 表記 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規															
(1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域,第二種住居地域,進住居地域,近隣商業地域,商業地域,進工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区間 「第3条第1号かつこ書」(P→規則第2条(P23) →都市計画法(P104) →都市計画法(P104) 「第3条第1号かつこ書」(P															
(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規	(1) Mr 0 Mr 1	<i>М</i> т а П.	.2 ~	- - 1	44.7										
 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 	(1) 弗3条	用Ⅰ 方》	カューンこ	_ 書の	区或										_
域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規	(9) 邦古計	面法等	19音/	の担定	-1- F V	つ字み	こわた	-	新仕足	나나 나라	给 一	活仕足 地			•
用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規				., -, -		. — .			,	_ , , ,	- 1.		→401111日日代	Z (F1	04)
 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区間 「第3条第12号」…禁止地域「知事が指定する区間」→規 		п - ш-эд,	, 2119	41017	-u-»,	101/4/20		+	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	工术		くひ 工水 切			
該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する 区間 「第3条第12号」…禁止地域 「知事が指定する区間」→規	, — , .	観法第	8条第	第2項第	第1号	に規定	ごする身	景観計	画区垣	ţ			 ⇒景観法 (]	P 105)	
(3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する 区間 「第3条第12号」…禁止地域 「知事が指定する区間」→規	(2)の3 地口	区計画	等形態	態意匠	条例に	より#	訓限を	受ける	5地域	(第3 <i>章</i>	条第 1	号の3に			
区間 「第3条第12号」…禁止地域 「知事が指定する区間」→規	該当する	ものを	除く。)											
「知事が指定する区間」→規	(3) 道路及(び鉄道	等(第	3条第	第12号に	こ該当っ	するも	のを除	余く。))で, タ	知事が	が指定する			
	区間												「第3条第1	l2号」·	…禁止地域
3条第1項													「知事が指定	定する	区間」→規則
													3条第1項		

鹿児島り	県 屋	外	広	告	物	条	例	施	行	規	則			参	考
(制限地域)															
第3条 条例第5条第1 (1)から(4)まで 削除	項第3	号の	知事	が指	言定す	トる[区間(す,	次の	とお	りと	する。			
(5) 一般国道220号の (6)及び(7) 削除	うち東	串良岡	丁及7	び大	崎町	に属	する	区間	Ī						
(8) 一般国道58号のう (9)及び(10) 削除	ち龍郷	四に	属す	-る∑	∑間										
(11) 県道川内加治木絲								通脇	町塔	之原	との	境界かり	à		
始良市蒲生町下久徳 (12) 県道串木野樋脇紡								字道	下56	72番	4地	先から約	佟		
点までの区間 (13) 県道市比野東郷紡	見のうち	起点	から	県道	鱼川卢	为加剂	台木組	線と	の交	点ま	での	区間			

- 「第3条第13号」…禁止地域 (4) 道路及び鉄道等に接続する地域(第2号及び第3条第13号に該当するものを 除く。)で、知事が指定する区域
- (5) 河川, 湖沼, 渓谷, 海浜, 高原, 山岳及びこれらの付近の地域(第3条第14 号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域
- (6) 港湾,漁港,空港,駅前広場及びこれらの付近の地域(第3条第15号に該当 するものを除く。)で、知事が指定する区域
- 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市の区域及び知事が定める町村の区域 において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定め るところにより、知事の許可を受けなければならない。

「知事が指定する区域」→規則第 3条第2項

考

参

「第3条第14号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし 「第3条第15号」…禁止地域 「知事が指定する区域」→指定なし ⇒法第4条 (P3)

「知事が定める町村の区域」→規 則第3条第3項

「規則で定めるところ」→規則第

※許可の基準→規則別表第2 (第1, 第2, 第6) (P67, P70)

(広告物協定地区)

- 第5条の2 一定の区域内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利 を有する者は、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲 出物件に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結し、又 は当該広告物協定を変更したときは、規則で定めるところにより、当該広告物協 定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。
- 2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告物協定の目的
 - (2) 広告物協定に係る土地の区域(以下この条において「広告物協定地区」とい う。)
 - (3) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関 する事項
 - (4) 広告物協定の有効期間
 - (5) 広告物協定に違反した場合の措置
 - (6) 広告物協定の変更及び廃止の手続に関する事項
 - (7) 広告物協定への加入及び脱退に関する事項
 - (8) その他広告物協定の実施に関する事項
- 3 知事は、第1項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告 物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区の景観を整 備するために必要な指導又は助言をすることができる。

「規則で定めるところ」→規則第 3条の3第1項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
2 条例第5条第1項第4号の知事が指定する区域は、前項に規定する道路の区間 に接続する地域で当該道路の路端から両側100メートル以内の区域とする。		
3 条例第5条第2項の知事が定める町村は,三島村,十島村,さつま町,長島町,湧水町,大崎町,東串良町,錦江町,南大隅町,肝付町,中種子町,南種子町,屋久島町,大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,喜界町,徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町及び与論町とする。		
(制限地域の区分) 第3条の2 制限地域は、これを第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限 地域に区分するものとし、各制限地域に属する地域又は場所は、別表第1のとお りとする。	⇒別表第1 (1	P 66)
(広告物協定地区) 第3条の3 条例第5条の2第1項の認定を受けようとするものは、その代表者が、広告物協定認定申請書(別記第1号様式)又は広告物協定変更認定申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。	→別記第 1 号札 →別記第 2 号札	
 2 前項の認定は、広告物協定が次に掲げる要件を満たす場合について行うものとする。 (1) 条例第5条の2第2項第3号に掲げる事項について別表第2に掲げる基準を満たしていること。 (2) 町内会、商店街等の区域その他相当規模の一団の土地の区域を対象としていること。 	⇒別表第2(〕	P 67)
 (3) 広告物協定地区内の土地若しくは建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者の3分の2以上の合意によるものであること。 (4) 有効期間が5年以上であること。 3 知事は,第1項の認定を行つたときは,広告物協定(変更)認定書(別記第3号様式)を交付するものとする。 	⇒別記第3号村	羕式(P75)

考 参

(適用除外)

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条までの規定 は適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるもの については、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出たものに限 る。

「第3条から第5条まで」…禁止 地域等,禁止物件,制限地域等 「規則で定めるもの」→規則第 4条第1項 「規則で定めるところ」→規則第

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (2) 国及び地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物又は
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために使用するポス | ⇒公職選挙法 (P116) ター, 立札等又はこれらの掲出物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示し、又 は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は、適用
 - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を 表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は 設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家用広告物等」という。) で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基 づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合す るもの
 - (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲い又は店舗、倉庫若しくは車庫のシ ャッターその他これに類するものに表示する広告物で、規則で定める基準に適 合するもの
 - (4) 冠婚葬祭,祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物又は掲出物
 - (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置す る広告物又は掲出物件
 - (6) 人,動物,車両(自動車を除く。),船舶等に表示する広告物
 - (7) 自動車に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (8) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、当 該登録に係る使用の本拠の位置が他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第252条の19第1項の指定都市(以下この号及び第19条の11において 「指定都市」という。)の区域及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この 号及び第19条の11において「中核市」という。)の区域を除く。),指定都市の 区域又は中核市の区域にあるものに、当該他の都道府県、指定都市又は中核市 の法に基づく条例の規定に従つて表示する広告物

4条第2項

「規則で定める基準」→規則第 4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第2, 第3) (P67, P68) 「第3条」…禁止地域等 「第5条」…制限地域等

「規則で定める基準」→規則第 4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第2, 第3) (P67, P68)

「規則で定める基準」→規則第 4条第3項⇒規則別表第2 (第1, 第3) (P67, P68)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(適用除外) 第4条 条例第6条第1項ただし書の規定により規則で定める広告物又は掲出物件は、面積が10平方メートルを超え、又は高さが5メートルを超えるもの(官公署の建物及び敷地に表示し、又は設置するものを除く。)とする。 2 条例第6条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物届出書(別記第4号様式)2通に次に掲げる図面を添えて行わなければならない。 (1) 形状及び寸法に関する図面 (2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図		
3 条例第6条第1項第4号, 第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号の規則で定める基準は, 別表第2のとおりとする。	⇒別表第2 (P67)	

参 考

(9) 地方公共団体が公共の用に供するために設置する掲出物件又は知事が指定す る団体が規則で定めるところにより設置する掲出物件に、規則で定めるところ により表示する広告物

「規則で定めるところ」→規則第 4条の2

- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は適用しな V
 - (1) 第4条第1項第2号, 第8号, 第9号又は第10号に掲げる物件にその所有者 又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営 業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定 める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は 管理者が管理上の必要に基づき表示し, 又は設置する広告物又は掲出物件で, 規則で定める基準に適合するもの

- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事 の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
 - (1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。)
 - (2) 道標,案内板その他公共的目的をもつた広告物若しくは掲出物件又は公衆の 利便に供することを目的とする広告物若しくは掲出物件

(経過措置)

第6条の2 第3条から第5条までの規定により広告物の表示及び掲出物件の設置 について制限が加えられることとなつた地域若しくは場所又は物件に、当該制限 │ 地域等、禁止物件、制限地域等 が加えられることとなつた際、現に適法に表示され、若しくは設置されていた広 告物又は掲出物件については、当該制限が加えられることとなつた日から3年間 (この条例の規定による許可を受けていた物については、当該許可の期間)は、こ れらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつ た場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日ま で, また同様とする。

「第4条第1項」…禁止物件

「第2号」…石垣, 擁壁その他こ れらに類するもの

「第8号」…送電塔,送受信塔及 び照明塔

「第9号」…煙突及びガスタンク , 水道タンクその他これらに類す るもの

「第10号」…銅像,神仏像,記 念碑その他これらに類するもの 「規則で定める基準」→規則第4 条第3項⇒規則別表第2

(第1, 第2, 第4) (P67, P68)

「第3条」…禁止地域等 「第2項第1号に掲げるもの」… 禁止地域等,制限地域等の適用除 外(許可不要のもの)

「第3条から第5条まで」…禁止

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
第4条の2 条例第6条第2項第9号の知事が指定する団体が設置する掲出物件の 設置の基準は、別表第3のとおりとする。	「知事が指定する団体」…一般社 団法人鹿児島県広告協会(昭和49 年7月24日付け計第220の1号知 事通知) ⇒別表第3(P72)
2 知事が指定する団体は、前項の掲出物件を設置しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、知事に届け出なければならない。(1) 設置の場所(2) 掲出物件の形状及び寸法(3) 維持管理の方法	
 (4) その他知事が必要と認める事項 3 条例第6条第2項第9号に規定する掲出物件に広告物を表示しようとする者は、次に掲げる方法により広告物を表示しなければならない。 (1) はり紙又ははり札の表示期間は、1月以内とすること。 (2) 前号以外の広告物の表示期間は、1年以内とすること。 	

鹿児島県屋外広告物条例	参考
(禁止広告物) 第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの (2) 著しく破損し、又は老朽したもの (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの	⇒法第 3 条 (P2)
(許可の期間及び条件) 第8条 知事は、第5条又は第6条第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。	「第5条」…制限地域等 「第6条第4項」…禁止地域にお ける許可による適用除外
2 前項の許可の期間は,広告物又は掲出物件の種類に応じ,3年を超えない範囲 内で,規則で定める。	「規則で定める」→規則第5条の2
3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては前2項の規定を準用する。	

(許可の申請) 第5条 条例第5条又は第6条第4項の規定により許可を受けようとする者は、屋 外広告物許可申請書(別記第5号様式)2通に次に掲げる書類又は図面を添えて知 事に提出しなければならない。 (1) 形状、寸法、材料及び構造(建物を利用するものにあつては、建物との関係 を表示すること。)に関する図面(模写図) (2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図(道路又は鉄道に接 続する地域に設置する広告物又は掲出物件にあつては、その位置から道路又は 鉄道までの距離を表示すること。) (4) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に広告物を表示 し、又は掲出物件を設置する場合は、当該土地及び建物の所有者又は管理者の 承諾を証する書類	 第5条 条例第5条又は第6条第4項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第5号様式)2通に次に掲げる書類又は図面を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 形状,寸法,材料及び構造(建物を利用するものにあつては、建物との関係を表示すること。)に関する図面(模写図) (2) 意匠,色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図(道路又は鉄道に接続する地域に設置する広告物又は掲出物件にあつては、その位置から道路又は鉄道までの距離を表示すること。) (4) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、当該土地及び建物の所有者又は管理者の 	鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
5条の2 条例第8条第2項の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の 種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	(2) 立看板及び広告網 6月以内 (3) 前2号に掲げるもの以外の広告物及び掲出物件 3年以内 (更新許可の申請) 6条 条例第8条第3項の規定により,許可の期間の更新を申請しようとする者は,許可期間満了の日の10日前までに,屋外広告物更新許可申請書(別記第6号 →別記第6号様式(P78)様式)2通を知事に提出しなければならない。	5条 条例第5条又は第6条第4項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(別記第5号様式)2通に次に掲げる書類又は図面を添えて知事に提出しなければならない。 (1) 形状、寸法、材料及び構造(建物を利用するものにあつては、建物との関係を表示すること。)に関する図面(模写図) (2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表示した図面 (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の見取図(道路又は鉄道に接続する地域に設置する広告物又は掲出物件にあつては、その位置から道路又は鉄道までの距離を表示すること。) (4) 自己の所有又は管理に係る土地及び建物以外の土地及び建物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合は、当該土地及び建物の所有者又は管理者の承諾を証する書類 (許可期間) 5条の2 条例第8条第2項の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	⇒別記第5号様式	(P77)

考 参

(変更等の許可)

第9条 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る 広告物を変更し、又は掲出物件を改造しようとするとき(規則で定める軽微な変 更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事 │ 造」→規則第7条第2項 の許可を受けなければならない。

「規則で定める軽微な変更又は改 「規則で定めるところ」→規則第 7条第1項

2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、 若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付す ることができる。

(許可の基準)

第10条 この条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置許可の基準は、規 →法第5条 (P3) 則で定める。

「規則で定める」→規則第8条

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合にお いても、特にやむを得ないと認めるときは、第20条に規定する屋外広告物審議会 の議を経て,許可することができる。

(許可の表示)

第11条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出 物件に許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、許可の押印又は 打刻印を受けたものについては、この限りでない。

「許可の証票」→規則第9条 「許可の押印」→規則第9条

2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期限を明示したも のでなければならない。

(管理義務)

第12条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理す る者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者(次条第1項において 「広告物の表示者等」という。)は、これらに関し補修その他必要な管理を行い 常に良好な状態を保持しなければならない。

(点検)

- 第12条の2 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持 部分等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定め る広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- 2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、法第 10条第2項第3号イに掲げる者(第19条の11第1項第1号において「屋外広告 士」という。) その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者 が行わなければならない。
- 3 前項の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による 許可の更新の申請を行う場合には、第1項の規定による点検(当該許可の更新の 申請前3月以内に行われたものに限る。)の結果を知事に報告しなければならな 11,

	سد حد
鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参 考
(変更許可の申請) 第7条 条例第9条第1項の規定により、許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(別記第8号様式)2通を知事に提出しなければならない。 2 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。	⇒別記第8号様式(P80)
(1) 形状及び色彩に変更を加えることなく広告物又は掲出物件を補修し、又は塗り替えること。 (2) 映画その他の興行に係る広告物を、当該掲出物件の位置又は規格を変更することなく定期的に変更すること。	
(許可の基準) 第8条 条例の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可の基準は、別表 第2のとおりとする。	⇒別表第 2 (P 67)
(許可の通知) 第9条 知事は、条例第5条、第6条第4項、第8条第3項、第9条第1項又は第10条第2項の規定により許可をするときは、申請書の1通に屋外広告物許可印(別記第9号様式)を押印するとともに、屋外広告物許可証(別記第10号様式)を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札及び広告網については当該広告物に屋外広告物許可印の押印をもつて屋外広告物許可証の交付に代えることができる。	「第5条」…制限地域等 「第6条第4項」…禁止地域にお ける許可による適用除外 「第8条第3項」…許可の期間の 更新 「第9条第1項」…変更等の許可 「第10条第2項」…屋外広告物審 議会の議を経た許可 ⇒別記第9号様式(P81) ⇒別記第10号様式(P81)
(点検) 第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は,第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。 2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は,第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであつて条例の規定による許可に係るものとする。 3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 条例第19条の11第1項第3号に掲げる者 (2) 第15条第2項各号に掲げる者 (3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者	

参考

(除却義務)

第13条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第15条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第6条の2に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

く、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

て、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。 2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞な

「第6条の2」…経過措置

「規則で定めるところ」→規則第 10条第1項

(措置命令)

第14条 知事は、第7条又は第12条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの除却をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これを設置する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。

「第7条」…禁止広告物 「第12条」…管理義務

(許可の取消し)

- **第15条** 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消すことができる。
 - (1) 第8条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第9条第2項 の規定による許可の条件に違反したとき。
 - (2) 第9条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(除却命令)

第16条 知事は、第3条から第5条まで若しくは第13条第1項の規定に違反し、又は第14条第1項の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定めて、これらの除却を命ずることができる。この場合においては、第14条第2項の規定を準用する。

「第8条第1項」…許可の条件 「第9条第2項」…変更等の許可 の条件

「第9条第1項」…変更等の許可

「第3条から第5条まで」…禁止 地域等,禁止物件,制限地域等 「第13条第1項」…除却義務 「第14条第1項」…措置命令 「第14条第2項」…確知できない 場合の公告

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(届出等) 第10条 条例第13条第2項又は第19条第3項の規定による広告物若しくは掲出物件 の除却又は滅失の届出は,屋外広告物除却(滅失)届出書(別記第11号様式)による ものとする。 2 条例第19条第1項の規定による管理者の届出,同条第2項の規定による設置者	「第19条第3項」 →別記第11号様式	
若しくは管理者の変更の届出又は同条第4項の規定による設置者若しくは管理者の氏名,名称若しくは住所の変更の届出は,屋外広告物管理者等設置・変更届(別記第12号様式)によるものとする。	⇒別記第12号様式	(P83)

鹿児島県屋外広告物条例	参 考
(保管した広告物等の公示) 第16条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量 (2) 保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所及び当該広告物又は掲出 物件を除却した日 (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所	⇒法第8条第2項 (P5)
(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、1週間)、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公報に登載すること。	⇒法第8条第3項第1号 (P5) 「規則で定める場所」→規則第10 条の2 ⇒法第8条第3項第2号 (P5)
(公示の日から売却可能となるまでの期間) 第16条の3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 1週間 (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月 (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間	⇒法第8条第3項 (P5) ⇒法第7条第4項 (P4)
(広告物等の価額の評価の方法等) 第16条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取 引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告 物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合 において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評 価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。 2 前2条及び前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却手続	→法第8条第3項 (P5)
その他の管理について必要な事項は、規則で定める。	「規則で定める」→規則第10条の 3

度 児 島 県 屋 外 広 告 物 条 例 施 行 規 則 参 考 (保管した広告物等の公示の場所) 第10条の2 条例第16条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物 者しくは掲出物件が放置されていた場所又は当該放置されていた場所を所管する 地域振興局又は支庁とする。 第10条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める保管した広告物又は掲出物件の 売却手続は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入 札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認め られる広告物又は掲出物件をの他競争入札に付することが適当でないと認め られる広告物又は掲出物件をのに競争終により行うことができる。 (保管した広告物等の返還主統) 第10条の4 保管した広告物文は掲出物件(保管した広告物又は掲出物件を売却し て得た代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広 告物又は湯出物体について権限を有する者(以下この条において「所有者等」と いう。)に返還するときは、返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を正 するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が認識広告物又は湯出物 件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第12 号様式の2)と引機えに返還するものとする。			
第10条の2 条例第16条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物 若しくは掲出物件が放置されていた場所又は当該放置されていた場所を所管する 地域振興局又は支庁とする。 (保管した広告物等の売却手続) 第10条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める保管した広告物又は掲出物件の 売却手統は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入 礼者がない広告物又は掲出物件との他競争人札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件にあつては、随意契約により行うことができる。 (保管した広告物等の返還手続) 第10条の4 保管した広告物又は掲出物件(保管した広告物又は掲出物件を売却して得た代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者での他当該広告物又は掲出物件について権限を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第12 ⇒別記第12号様式の2 (P84)	鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
第10条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める保管した広告物又は掲出物件の 売却手続は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入 札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認め られる広告物又は掲出物件にあつては、随意契約により行うことができる。 (保管した広告物等の返還手続) 第10条の4 保管した広告物又は掲出物件(保管した広告物又は掲出物件を売却し て得た代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広 告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」と いう。)に返還するときは、返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を証 するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物 件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第12 ⇒別記第12号様式の2(P84)	第10条の2 条例第16条の2第2項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物 若しくは掲出物件が放置されていた場所又は当該放置されていた場所を所管する		
	第10条の3 条例第16条の4第2項の規則で定める保管した広告物又は掲出物件の 売却手続は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入 札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認め られる広告物又は掲出物件にあつては、随意契約により行うことができる。 (保管した広告物等の返還手続) 第10条の4 保管した広告物又は掲出物件(保管した広告物又は掲出物件を売却し て得た代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広 告物又は掲出物件について権原を有する者(以下この条において「所有者等」と いう。)に返還するときは、返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を証 するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物 件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(別記第12	⇒別記第12号様式の 2	(P84)

鹿	児	島	県	屋	外	広	告	物	条	例	参	考
料の提出を3 若しくは建物	は, こ 出物件 対め, かに立 定によ	を設置又はそろり	するる 一の命し , 広告	者若と者とおった。	くはこ をしくは しくは 間	れらる 広告 は は 掲出 は 、 そ	を管理したおける	する者 くは掲 検査さ	から幸場出物作	告物を表示し, 報告若しくは資 件の存する土地 ことができる。 書を携帯し,関]書」→規則第11条
について変更 り従前のこれ	物を表 更があ いらな ひなし	示し, つた場 者がし ,	若し、	くは掲 おいて 売その れらの	は, こ 他の行 者に対	の条(f為は, tして)	列又は 新た _し た処	この条 にこれ 分, 手	:例に基 いらのネ	らを管理する者 基づく規則によ 者となつた者が の他の行為は,		
	この条 これ	らを管	理する	る者を	置かな	ければ	ばなら			は掲出物件を設 し,規則で定め		→規則第11条の 2
2 前項の管理資格を有する						頁第1号	号に掲	げる者	その 値	也規則で定める	第2項⇒条例第	→規則第11条の2 9条の11第1項第 見則第15条第2項
る者は、前ぎ 規則で定める 2 この条例の る者又はこれ 者は、遅滞れ らない。 3 この条例の	条条るのでは、 の例の1こ定を、 規	, 規項ろに管規に 定のによ理則 よるすて る	記に。 注に。 許可に 許可と で定 許可に 許可に かいでで かいでする。	よの係変と、係の保変と、係	れを広がろ広告がるに、告	管理で で で を表え に を た と に を た と に の た と の た と の た と の で も の に 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	ける者 け出し, きはの し, し,	をければくない。若しくなっている。	たときなります。	出物件を設置すされ、遅滞なくない。出物件を設置するの者となつたけ出なければな出物件を設置す、出物件を設置する、規則で定め	「規則で定める 10条第2項(P4 「規則で定める 10条第2項(P4 「規則で定める	ところ」→規則第 H1) ところ」→規則第
る者又はこれ	の規定 れらを	による ·管理っ	許可い 計る者	こ係る がその	広告物	を表え	示し, は名 ³	若しく	住所を	出物件を設置す ≥変更したとき 出なければなら	「規則で定める	ところ」→規則第 11)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参考
(屋外広告物立入検査員証) 第11条 条例第17条第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は, 鹿児島県屋外広告物立入検査員証(別記第13号様式)とする。	⇒別記第13号様式(P85)
(管理者の資格等) 第11条の2 条例第18条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) はり紙,はり札,立看板及び広告網 (2) 前号の広告物を除く広告物又は掲出物件で、面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが4メートル以下のもの 2 条例第18条の2第2項の規則で定める資格を有する者は、条例第19条の11第1項第3号に該当する者及び第15条第2項各号のいずれかに該当する者とする。	

鹿児島県屋外広告物	条 例 参	考
(屋外広告業の登録) 第19条の2 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けな 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする を受けなければならない。 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有 までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録 間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有す 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登	者は、更新の登録 効期間の満了の日 は、同項の有効期 る。	?·6)
 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登 従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす (登録の申請) 第19条の3 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けよ 「登録申請者」という。)は、知事に次に掲げる事項を記載し 出しなければならない。 (1) 商号、名称又は氏名及び住所(法人にあつては、商号又は 名及び主たる事務所の所在地) (2) 鹿児島県の区域(鹿児島市の区域を除く。以下同じ。)内に 	る。 うとする者(以下 た登録申請書を提 「登録申請書」 名称,代表者の氏	→規則第13条
営業所の名称及び所在地 (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名 (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及人が法人である場合においては、商号又は名称、代表者の氏所の所在地並びに役員の氏名) (5) 第2号の営業所ごとに選任される第19条の11に規定する業び所属する営業所の名称 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第19条の5第1項各号	び住所 (法定代理 名及び主たる事務 務主任者の氏名及	
しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を らない。 3 登録申請者は,鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県多 るところにより,手数料を納付しなければならない。	条の2	5書類」→規則第

鹿児島県屋外広告物条例施行規則

参 考

(登録の更新の申請期限)

第12条 条例第19条の2第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、そ の者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該登録の更新 を申請しなければならない。

(登録申請書)

第13条 条例第19条の3第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(別記第14 →別記第14号様式(P86,87) 号様式)とする。

(登録申請書の添付書類)

第13条の2 条例第19条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条の2第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以 下「登録申請者」という。)が法人である場合においてはその役員(業務を執行 する社員,取締役,執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が,屋 外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては その法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、当該法人及び その役員)が、条例第19条の5第1項各号のいずれにも該当しない者であるこ とを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者(条例第19条の11に規定する業務主任者を いう。以下同じ。)が、講習会の修了者又は同条第1項各号に掲げる要件のい ずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者が選任した業務主任者が在籍していることを証する書面
- (4) 登録申請者(法人である場合においてはその役員を,屋外広告業に関し成年 者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては当該登録申請者及び その法定代理人(当該法定代理人が法人である場合においては、その役員)を 含む。)の略歴を記載した書面
- (5) 登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有し ない未成年者である場合においては、その法定代理人)が法人である場合にお いては、当該法人の登記事項証明書
- (6) 登録申請者が個人である場合においては、登録申請者(当該登録申請者が屋 外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において は、当該登録申請者及びその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合を 除く。))の住民票の写し
- 2 条例第19条の3第2項の書面及び前項第1号の書面は誓約書(別記第15号様式) →別記第15号様式 (P88) とし、同項第4号の書面は略歴書(別記第16号様式)とする。

⇒別記第16号様式 (P89)

参考

(登録の実施)

- 第19条の4 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第1項の 規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広 告業者登録簿に登録しなければならない。
 - (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

- 第19条の5 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第19条の3第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
 - (1) 第19条の15第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 2年を経過しない者
 - (2) 屋外広告業者(第19条の2第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第19条の15第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
 - (3) 第19条の15第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しな いま
 - (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人 が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (7) 第19条の3第1項第2号の営業所ごとに第19条の11に規定する業務主任者を 選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

- 第19条の6 屋外広告業者は、第19条の3第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条 第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事 項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第19条の3第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第19条の7 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(登録の実施) 第13条の3 条例第19条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、鹿児島県土木部都市 計画課内に置く。		
2 条例第19条の4第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録済証(別記第16 号様式の2)の交付により行うものとする。	⇒別記第16号様式の2	(P90)
(変更の届出) 第13条の4 条例第19条の6第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を屋外広告業登録事項変更届出書(別記第16号様式の3)に添付しなければならない。 (1) 条例第19条の3第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書 (2) 条例第19条の3第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合において、その氏名又は住所を変更したときに限る。) 住民票の写し	⇒別記第16号様式の3	(P91)
(3) 条例第19条の3第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書 (4) 条例第19条の3第1項第3号に掲げる事項の変更(次号に掲げる場合を除く。) 登記事項証明書並びに変更のあつた役員の第13条の2第2項の略歴書		

(廃業等の届出)

- 第19条の8 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - (5) 鹿児島県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、屋外広告 業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第19条の9 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第19条の15 第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録 簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

- 第19条の10 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
- 2 前項に規定する講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項は、規則で 定める。
- 3 知事は、講習会の運営に関する事務を、規則で定めるところにより、他の者に 委託することができる。
- 4 講習会を受講しようとする者は、鹿児島県手数料徴収条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(業務主任者の設置)

- 第19条の11 屋外広告業者は、第19条の3第1項第2号の営業所ごとに、講習会修 了者等(講習会の修了者又は次の各号のいずれかに該当する者をいう。)のうちか ら業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
 - (1) 屋外広告士
 - (2) 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
 - (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を有する者,技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて,広告美術仕上げに係る免許を有し,技能検定に合格し,又は職業訓練を修了したもの
 - (4) 知事が、規則で定めるところにより、講習会の修了者及び前3号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

「規則で定める」→規則第14条 (P55)

「規則で定めるところ」→規則第 17条 (P55)

→鹿児島県手数料徴収条例 (P119)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
及び同項の誓約書 (5) 条例第19条の3第1項第3号に掲げる事項の変更(法人の役員がその氏名を変更した場合に限る。) 氏名の変更が確認できる書類 (6) 条例第19条の3第1項第4号に掲げる事項の変更 変更のあつた法定代理人の住民票の写し(当該法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書)及び第13条の2第2項の略歴書並びに同項の誓約書 (7) 条例第19条の3第1項第5号に掲げる事項の変更 変更のあつた業務主任者の第13条の2第1項第2号の書面		
(廃業等の届出) 第13条の5 条例第19条の8の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(別記第16号様式の4)により行うものとする。	→別記第16号様式の4	(P92)

- 参考
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。
 - (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守 に関すること。
 - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - (3) 第19条の13に規定する帳簿の記載に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第19条の12 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第19条の3第1項第2 号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

「規則で定めるところ」→規則第 13条の6

「規則で定める事項」→規則第 13条の6第1項

(帳簿の備付け等)

第19条の13 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第19条の3第1項第2 「規則で 号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載 13条の7 し、これを保存しなければならない。 「規則で

「規則で定めるところ」→規則第 13条の7

「規則で定めるもの」→規則第 13条の7第1項

(屋外広告業を営む者に対する指導,助言及び勧告)

第19条の14 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは 風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧 告を行うことができる。

(登録の取消し等)

- 第19条の15 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
 - (2) 第19条の5第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第19条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第19条の5第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

- 第19条の16 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督 処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければ ならない。

「規則で定める閲覧所」→規則第 13条の8第1項

「規則で定める事項」→規則第 13条の8第2項

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(標識の掲示)		
第13条の6 条例第19条の12の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 法人である場合においては、その代表者の氏名 (2) 登録年月日 (3) 営業所の名称 (4) 業務主任者の氏名 2 条例第19条の12の屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(別記第	⇒別記第16号様式の 5	5 (P93)
16号様式の5)とする。 (帳簿の記載事項等) 第13条の7 条例第19条の13の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所 (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所 (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量 (4) 当該表示又は設置の年月日		
(5) 請負金額 2 条例第19条の13に規定する屋外広告業者が営業所ごとに備える帳簿は、屋外広告物台帳(別記第16号様式の6)とする。 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。 4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。 5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。	⇒別記第16号様式の 6	S (P94)
(監督処分簿の閲覧所等) 第13条の8 条例第19条の16第1項の規則で定める閲覧所は、鹿児島県土木部都市 計画課内に置く。 2 条例第19条の16第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに登録番号 (2) 処分の根拠となる条例の条項 (3) 処分の原因となつた屋外広告業者の行為 (4) 罰則の適用状況 (5) その他参考となる事項		

鹿	児	島	県	屋	外	広	告	物	条	例		参	考	

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(講習会の開催) 第14条 知事は、条例第19条の10第1項に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、講習会開催予定日の20日前までに、開催の日時、場所その他講習会に関する事項を公告するものとする。 (講習会における講習方法)		
第15条 講習会における講習は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 屋外広告物に関する法令 (2) 屋外広告物の表示方法に関する事項		
(3) 屋外広告物の施工に関する事項 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に掲げる事 項の受講を免除するものとする。		
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の		
資格を有する者 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第1種電気主任 技術者免状,第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付		
を受けている者 (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練で帆布製品製造 に係るものを修了した者,同法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許で		
帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項に規定する技能検定で 帆布製品製造に係るものに合格した者前項の規定により受講の免除を受けようとする者は、受講一部免除申請書(別	→別記第17号様式	(P95)
記第17号様式)を知事に提出しなければならない。 (修了証明書等) 第16条 知事は,講習会において受講すべき事項の全部を受講した者に対し,講習		
会修了証明書(別記第18号様式)を交付するものとする。 (講習会の委託) 第17条 条例第19条の10第3項の規定により,講習会の運営に関する事務の委託	⇒別記第18号様式	(P96)
(以下「委託」という。)をすることができる者は、屋外広告業者その他の者を社員とする一般社団法人であつて、講習会を的確に実施する能力を有するものとする。		
2 委託の範囲は、知事がその都度定める。 (認定) 第18条 条例第19条の11第1項第4号の規定による認定(以下「認定」という。)		
は、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、過去5年間にわたり屋外広告物に関する法令に違反することがなかつた者について行うものとする。		
2 前項の認定を受けようとする者は、講習会修了者等認定申請書(別記第19号様式)を知事に提出しなければならない。	⇒別記第19号様式	
3 知事は、認定を行つたときは、認定に係る者に講習会修了者等認定書(別記第20号様式)を交付するものとする。 (講習会修了証明書等の再交付) 第19条 第16条に規定する講習会修了証明書又は前条第3項に規定する講習会修了	→別記第20号様式	(P98)
者等認定書の交付を受けた者は、これらの書類を亡失し、又は損傷したときは、再交付申請書(別記第21号様式)により、知事に対しこれらの書類の再交付の申請をすることができる。	→別記第21号様式	(P99)

参考

(報告及び検査)

- 第19条の17 知事は、屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。

「身分を示す証明書」→規則第20条

(審議会)

- 第20条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、鹿児島県屋外広告物審議会 (以下「審議会」という。)を置く。
- 2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 知事が第3条から第5条まで及び第6条第2項第9号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとする場合
 - (2) 第6条第1項第4号,同条第2項第1号から第3号まで及び第7号,同条第3項第1号及び第2号並びに第10条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとする場合
 - (3) その他重要な事項で知事が必要と認めた場合
- 3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者につき知事が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 商工業に関する団体の関係者
 - (3) 屋外広告業を営む者
 - (4) 学識経験者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(公告)

第22条 知事は,第3条から第5条までの規定による指定をし,又はこれらを変更したときは,その旨を公告するものとする。

(景観行政団体が処理することとする事務の範囲等)

第22条の2 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、指宿市が処理することとする。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則	参	考
(屋外広告業立入検査員証)		
20条 条例第19条の17第2項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、鹿児島県屋外広告業立入検査員証(別記第22号様式)とする。	→別記第22号様式	(P100)

参考

(罰則)

- 第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第19条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - (2) 不正の手段により第19条の2第1項又は第3項の登録を受けた者
 - (3) 第19条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
- **第24条** 第16条の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
 - (2) 第9条の規定に違反して広告物を変更し、又は掲出物件を改造した者
 - (3) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者
 - (4) 第14条第1項の規定による知事の命令に違反した者
 - (5) 第19条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (6) 第19条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (2) 第19条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第23条の2から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

- 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第19条の8第1項の規定による届出を怠つた者
 - (2) 第19条の12に規定する標識を掲げない者
 - (3) 第19条の13の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚 偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(適用上の注意)

第28条 この条例の適用にあたつては、住民の政治活動の自由その他国民の基本的 人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

	鹿	児	島	県	屋	外	広	告	物	条	例	施	行	規	則		参	老	(
ı																				

参考

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲において規則で定める 日から施行する。(昭和39年12月規則第143号で、同40年1月1日から施行) (鹿児島県屋外広告物条例の廃止)
- 2 鹿児島県屋外広告物条例(昭和30年鹿児島県条例第40号。以下「旧条例」とい う。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際,旧条例の規定により許可を受けて現に存在する広告物又は 広告物を掲出する物件については,その許可期限に限り,この条例の規定により 許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止された地域若しくは場所若しくは物件に現に適法に表示され、若しくは設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1年間は、第3条及び第4条の規定は適用しない。
- 5 この条例施行の際、この条例の施行により新たに広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することについて許可を必要とする区域に現に適法に表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件については、この条例施行の日から1年間は、第5条の規定は適用しない。この期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合においては、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。

附 則 (昭和44年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年9月8日条例第37号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日条例第16号) 抄

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第19条の次に4条を加える改正規定中第19条の2及び第19条の4を加える部分は、この条例の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和51年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月26日条例第20号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日条例第28号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月11日条例第41号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月28日条例第15号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日条例第40号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第24号)抄

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規 定は、公布の日から施行する。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則

参考

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和40年1月1日から施行する。

(旧規則等の廃止)

2 次に掲げる規則及び告示は、廃止する。

屋外広告物条例施行規則(昭和30年鹿児島県規則第71号)

昭和30年鹿児島県告示第717号(屋外広告物条例の規定による許可の基準)

附 則 (昭和42年4月28日規則第44号)

この規則は、昭和42年4月29日から施行する。

附 則 (昭和44年2月28日規則第13号)

(施行期日)

この規則は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月22日規則第27号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、昭和46年9月1日から施行する。

附 則 (昭和47年11月13日規則第109号) 抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月30日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則(昭和49年3月30日規則第16号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に7条を加える改正規定中第12条、第13条及び第18条を加える部分並びに別記第6号様式の次に10様式を加える改正規定中別記第9号様式から別記第12号様式まで、別記第15号様式及び別記第16号様式を加える部分は、この規則の施行の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則(昭和49年7月22日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月14日規則第5号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年10月26日規則第79号) 抄

1 この規則は、昭和58年11月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日規則第36号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月19日規則第47号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月27日規則第15号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規則第30号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日規則第19号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成7年3月20日規則第6号)抄

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日規則第16号) 抄

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(同条中第2号を削り、第3号を第2号とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

考 参

附 則(平成11年3月26日条例第24号) 抄

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第72号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日条例第114号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月6日条例第45号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日条例第5号) 抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月14日条例第47号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定め る日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日条例第69号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定中「美 観地区」を「景観地区」に改める部分は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律(平成16年法律第111号)附則第1条ただし書に規定する日から施行 する。

附 則(平成17年3月29日条例第74号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日条例第106号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例(以下「改正前の条 例」という。)第19条の2の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者に ついては、この条例の施行の日から6月(この期間内に改正後の鹿児島県屋外広 告物条例(以下「改正後の条例」という。)の規定に基づく登録の拒否の処分があ つたときは、その日までの間)は、改正後の条例の規定にかかわらず、登録を受 けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、そ の者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したと きは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条の4第1項に規定する講習会修了 者等である者については、改正後の条例第19条の11第1項に規定する業務主任者 となる資格を有する者とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 鹿児島県事務処理の特例に関する条例(平成12年鹿児島県条例第7号)の一部を │ ⇒鹿児島県事務処理の特例に関す 次のように改正する。

[次のよう] 略

(鹿児島県手数料徴収条例の一部改正)

6 鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)の一部を次のように → 鹿児島県手数料徴収条例 改正する。

[次のよう] 略

る条例 (P118)

(P119)

鹿児島県屋外広告物条例施行規則

参考

附 則(平成11年5月18日規則第53号)抄

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年6月23日規則第141号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月28日規則第59号)

この規則は、平成13年9月30日から施行する。

附 則(平成14年10月1日規則第61号)

この規則は、平成14年10月5日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日規則第17号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月17日規則第8号)

この規則は、平成16年3月13日から施行する。ただし、別表第1禁止地域の項の 改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月29日規則第80号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月24日規則第89号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月18日規則第26号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正規 定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第83号)

この規則中第2条の2第3項第15号の改正規定は公布の日から、同項第27号及び第3条の改正規定は平成17年5月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日規則第95号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第107号)

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成17年11月7日規則第116号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月1日規則第1号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成18年1月6日規則第2号)

この規則中第3条第1項第1号から第3号までの改正規定及び別表第1制限地域の項の改正規定は平成18年3月13日から、その他の規定は同月20日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日規則第26号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する 様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが できる。

附 則(平成19年3月2日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第43号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鹿児島県屋外広告物条例施行規則

参考

附 則(平成19年9月28日規則第65号)

この規則中第3条第3項の改正規定(「, 頴娃町, 知覧町, 川辺町」を削る部分を除く。)及び別表第1の改正規定は平成19年10月1日から, その他の規定は同年12月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第22号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する 様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが できる。

附 則(平成20年5月23日規則第57号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第2条の2第3項第18号及び別表第2の第4の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月3日規則第80号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成20年11月18日規則第92号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年5月15日規則第34号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日規則第6号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成23年 6 月21日規則第37号)

この担則は、東武99年7月1日から歩行士7

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第35号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する 様式のより作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが できる。

附 則(平成25年3月29日規則第23号)

- 1 この規則中第3条第2項及び第3項の改正規定は平成25年7月1日から,第11条の2第1項第2号及び別記第7号様式の改正規定並びに次項の規定は平成26年4月1日から,同条第2項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第11条の2第1項第2号の改正規定の施行の際現に鹿児島県屋外広告物条例 (昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「条例」という。)第5条又は第6条第4 項の知事の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している場合であって、条例第18条の2第1項ただし書の規定により同項の管理する者を置いていないときにおける鹿児島県屋外広告物条例施行規則第11条の2第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月29日規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日規則第43号)

- 1 この規則は、平成30年12月25日から施行する。ただし、別記第16号様式の6の 改正規定は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する 様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することが できる。

附 則(令和3年3月30日規則第18号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている 用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年3月30日規則第28号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている 用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。